

防衛省設置法等の一部を改正する法律案の概要(令和3年度予算関連法案)

1 自衛官定数の変更

自衛官の定数の変更

【防衛省設置法第6条】

○ 自衛官定数の変更

宇宙・サイバー領域における優位性の獲得に必要な部隊の新編・拡充をはじめとする防衛省・自衛隊の体制の整備のため、自衛官の定数を変更

【宇宙領域に係る体制強化】

宇宙作戦群(仮称)を新編  
(約70名体制/航空自衛隊・府中基地)  
※うち自衛官約60名

【サイバー領域に係る体制強化】

自衛隊サイバー防衛隊(仮称)を新編  
(約540名/共同の部隊・市ヶ谷地区)  
※うち自衛官約480名

【中央機関の体制強化】

内部部局・統合幕僚監部・情報本部の体制を強化

○ 施行期日: 令和4年3月31日までの間において政令で定める日

	現行の規定	改正案	増減
陸上自衛隊	150,695	150,590	▲105
海上自衛隊	45,329	45,307	▲22
航空自衛隊	46,943	46,928	▲15
共同の部隊	1,418	1,552	134
統合幕僚監部	382	385	3
情報本部	1,932	1,936	4
内部部局	49	50	1
防衛装備庁	406	406	0
合計	247,154	247,154	0

2 ACSA(物品役務相互提供協定)関連

【自衛隊法第84条の5、第100条の16及び第100条の17】【PKO法第33条】

○ 新たに日印ACSAを締結する見通しであることに伴い、インド軍隊に対する物品・役務の提供に係る規定を新設。併せて、国際平和協力業務等を行う自衛隊の部隊等による、大規模災害に対処する外国軍隊への物品又は役務の提供の対象国にインドを追加

【物品・役務提供の対象となる相手国軍隊の活動】

- ・ 自衛隊がインド軍隊と共に「訓練」する場合
- ・ 自衛隊が以下の活動を行う際に、インド軍隊が共に現場に所在して同種の活動を行う場合

海賊対処行動 災害派遣 機雷等の除去 在外邦人等の保護措置・輸送 国際緊急援助活動 情報収集活動

- ・ インド軍隊が「連絡調整その他の日常的な活動」のため、自衛隊の施設に一時的に滞在する場合
- ・ 自衛隊が「連絡調整その他の日常的な活動」のため、インド軍隊の施設に一時的に滞在する場合

【提供される物品・役務の区分】

補給 輸送 修理・整備 医療 通信 空港・港湾業務 等 ※武器・弾薬は除く

【参考:ACSA既締約国】

米国、豪州、英国、カナダ、フランス

○ 施行期日: 日印ACSA効力発生の日